

議員提出議案第2号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

標題の議案を次のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月5日提出

提出者	藤井寺市議会議員	長尾匡浩
同	同	水谷雄路
同	同	横山太喜
同	同	生田達也
同	同	河井計実
同	同	國下尊央
同	同	花崎由貴子
同	同	松木洋介
同	同	伊藤政一
同	同	木下 誇
同	同	片山敬子
同	同	山本忠司
同	同	岡本 光
同	同	畑 謙太郎

提案理由

厳しい財政状況や社会情勢を鑑み、市議会議員も本市財政の健全化に寄与することが重要であるとの考えにより、令和5年9月6日から令和9年5月16日までの間、議長、副議長、議員の月額報酬をそれぞれ3万円減額するものである。

藤井寺市条例第 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し及び同項を次のように改める。

（議員報酬の特例）

5 令和5年9月6日から令和9年5月16日までの間における議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	報酬額
議長	580,000円
副議長	540,000円
議員	520,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>附 則 1～4 (略) <u>(議員報酬の特例)</u> 5 <u>令和5年9月6日から令和9年5月16日までの間における議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 461 562 738"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>580,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>520,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6・7 (略)</p>	区分	報酬額	議長	580,000円	副議長	540,000円	議員	520,000円	<p>附 則 1～4 (略) <u>(報酬の減額の特例)</u> 5 <u>当分の間、議会議員に支給する報酬は、第2条に定める額からそれぞれ3万円を減額した額とする。</u></p> <p>6・7 (略)</p>
区分	報酬額								
議長	580,000円								
副議長	540,000円								
議員	520,000円								